

県域・広域電子化推進支援事業（令和6年度繰越分）に係る公募要領

令和8年4月1日に施行される漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法により新たに義務付けられる太平洋クロマグロ（30 kg以上の大型魚。以下「太平洋クロマグロ」という。）に関する情報伝達等を円滑に行えるようにするために、関係する漁協等が伝達事項を簡便・迅速に伝達することを可能とするために、必要に応じて電子システムの構築等を進めることが推奨されます。

本事業では、県域または広域（例：複数の都道府県に跨る場合）で電子化に取り組む漁協等に対し、太平洋クロマグロに関する情報伝達等を円滑に実施するために必要な販売システム等の改修に関する支援を行います。

1. 事業実施機関

本事業を実施しようとする機関（以下「事業実施機関」という。）は県域・広域で電子化に取り組む漁業協同組合連合会、漁業協同組合等の水産物に関する産地市場等を運営するもの（委託販売を行う漁業協同組合等も含む。以下「漁協等」という。）とします。

2. 助成対象

（ア）システム改修費

人件費、賃金、謝金、旅費、消耗品費、役務費、委託費、その他（補助率定額）

システム改修費の想定される事例

- ・漁協等で既に導入されている基幹業務システム（販売システム等）に対し、太平洋クロマグロに関する情報伝達等を円滑に実施するために必要な販売システム等の改修等に要する費用等

（例）電子機器と情報連携するための改修、販売システムから出力する伝票に漁船名やTAC報告時の個体重量等の欄を追加するための改修等

（イ）事業適用期間

交付決定日から令和8年3月13日迄

3. 補助対象経費

3-1 補助対象経費

人件費、賃金、謝金、旅費、消耗品費、役務費、委託費、その他

なお、各経費の内容等については、別紙1「経費の説明」に掲げるとおりとします。

応募にあたっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、別紙2「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

3-2 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象となりません。

- (1) 補助金の交付決定日より前に、発注、購入、契約等発生した経費
- (2) 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- (3) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) パソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- (7) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4. 公募期間

第1次公募 令和7年5月19日～令和7年6月30日

第2次公募 令和7年7月1日～令和7年8月29日

※第1次公募で申請が予算額を超えた場合は、予算の範囲内で実施を行ない、第2次公募は行いません。第2次公募終了後に予算が残っている場合は、追加の公募を行う可能性があります。

5. 事業実施機関からの応募

本事業を実施しようとする機関は、「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画承認申請書」（別記様式第3号）及びその添付資料を提出してください。

注1. 提出書類に使用する言語は日本語とし、様式に沿って作成してください。

注2. 提出方法は、原則として電子メール（PDFファイル）による申請とします。やむを得ない場合には郵送による申請も可としますが、郵送とする旨を事前に提出先へ電話してお伝えください。

注3. 申請の電子メール本文には、「送信者の署名（氏名・所属先・役職・メールアドレス・電話番号等の連絡先が分かるように）」を記載いただき、電子メールによる申請後に当該メールが届いているかの確認を提出先に電話いただきますようお願いいたします。電話確認をもって応募完了とします。

○提出書類

- ・「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画承認申請書」（別記様式第3号）

- ・[補足資料] 県域・広域電子化推進支援事業により導入を申請するシステムについて
- ・システムの概要がわかる資料
仕様書、システムフロー図（又はシステム概略図）等
- ・経費についての詳細な資料等
相見積書〔期限有効〕、見積明細、見積明細、見積要件書、業者選定理由書（※相見積書のない場合）、システムフロー図（又はシステム概略図）、人件費・賃金が含まれる場合は単価の根拠資料等
- ・事業実施機関の概要が分かる資料（パンフレット等）

○提出先

一般社団法人 海洋水産システム協会 研究開発部水産流通適正化対策 事務局 宛
 （担当：岡野、岩田、漆原）
 E-mail: tekiseika-kyougikai@systemkyokai.or.jp
 TEL：03-6411-0021

6. 計画承認通知

- (1) 海洋水産システム協会（以下「システム協会」という。）は5. 事業実施機関からの応募があった場合には、各公募期間終了後に審査委員会を実施します。
- (2) システム協会は事業実施機関から提出された申請書が審査委員会にて承認された場合には事業実施機関に対し計画承認通知書により計画承認を通知します。

7. 交付申請

計画承認通知を受けた事業実施機関は「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業交付申請書」（別記様式第5号）及びその添付書類のPDF ファイルを5. 事業実施機関からの応募と同様に電子メールにて提出してください。

○提出書類

- ・「令和6年度特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業交付申請書」（別記様式5号）
- ・債主登録用紙
- ・経費についての詳細な資料等
相見積書（期限有効）、見積明細、見積明細、見積要件書、業者選定理由書（※相見積書のない場合）、システムフロー図（又はシステム概略図）、人件費・賃金が含まれる場合は単価の根拠資料等

8. 交付決定通知

システム協会は7. 交付申請の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施機関に対して、交付決定通知書により交付決定を通知します。

※本事業で申請できる経費は、交付決定日以降から事業完了日迄に実施したものに限りです。

9. 事業結果の報告及び助成金の請求

事業実施機関は、事業終了後「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業実績報告書」（別記様式第7号）及び、以下の書類のPDFファイルを5. 事業実施機関からの応募と同様に電子メールにてシステム協会に提出してください。なお、事業実施機関からの請求は原則として事業終了後の精算払とします。

※概算払請求を必要とする場合は、事前にシステム協会に相談してください。

○提出書類

- ・「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業実績報告書」（別記様式第7号）
- ・請求額確認のための証ひょう書類
請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、請求書・領収書・納品書（全て写し）を添付する。
- ・システム改修の内容がわかる資料
- ・県域・広域電子化推進支援事業の運用管理規定及び財産管理台帳

10. 助成金の交付

システム協会は9. 事業結果の報告及び助成金の請求の「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業実績報告書」（別記様式第7号）の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施機関に対して額の確定通知により助成金の額の確定と支払いを通知し、事業実施機関の口座に助成金の支払いを行います。

11. 改修したシステム等に係る管理

事業実施機関は、本事業により改修したシステム等について、運用管理規定及び財産管理台帳を作成して、適正な運用管理をしてください。ただし、財産管理台帳については、改修するシステム等の価格が50万円を超えない場合はその限りではありません。

12. 事業内容変更等

- (1) 事業実施機関は、助成金交付決定を受けた内容に変更が生じる場合は、速やかにシステム協会と協議し、必要に応じて「令和6年度（繰越分）特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち県域・広域電子化推進支援事業計画変更承認申請書」（別記様式第4号）を提出し、変更の承認を受けなければなりません。
- (2) システム協会は、(1) の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができます。

1 3. 交付決定の取消等

(1) システム協会は、次のア、イのいずれかに該当する場合は、8. 交付決定通知の規定による交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができます。

ア 事業実施機関が、法令に基づく処分又は指示に違反した場合

イ 事業実施機関が、事業に関して事務手続その他不適当な行為をした場合

(2) システム協会は、(1) の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、県域・広域電子化推進支援事業助成金交付決定取消通知書により、当該事業実施機関に対し、その旨を通知し、助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとします。

1 4. 個人情報の取扱い

事業実施機関から提供される個人情報は、本事業の運営ために利用するものとします。また、この目的の範囲内で、国、システム協会、事業実施機関との間で共同利用、又は第三者に提供することがあります。

1 5. その他

(1) この公募要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、システム協会が定めます。

(2) 疑義が生じた場合、速やかにシステム協会に相談してください。

以上

令和6年度 特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業のうち
 県域・広域電子化推進支援事業に係る審査基準

審査項目	審査基準
(1) 事業の目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の目的は、太平洋クロマグロに関する情報を簡便、迅速に伝達することを可能にするための県域・広域電子化計画に基づく電子システムの改修を行うものであること
(2) 事業の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の内容はシステム改修に対して支援するものであること
(3) 組織の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の申請者は本要領の応募資格を満たすこと
(4) 事業対象経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の本要領の補助対象経費の範囲に対して妥当であること
(5) 申請するシステム改修について (別紙：[補足資料]県域・広域電子化推進支援事業により申請するシステム改修について)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請するシステム改修が太平洋クロマグロに関する情報の伝達を可能にすることを満たしていること。